

虐待防止チェックリスト 職員用（通所施設）

1. 通所者への体罰など	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①通所者に対して殴る、蹴る、その他けがをさせるような行為を行ったことがある。				6
②通所者に対して、身体的拘束や長時間正座、直立等の肉体的苦痛を与えたことがある。				6
③通所者に対して、食事・おやつを抜くなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたことがある。				6
④通所者に対する他の職員の体罰を容認したことがある。				6
2. 通所者への差別	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①通所者を子ども扱いするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方をしたことがある。				6
②通所者の障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別したことがある。				6
③障がいにより克服困難なことを、通所者本人の責めに帰すような発言をしたことがある。				6
④通所者の言葉や歩き方等の真似をしたことがある。			1	5
⑤通所者の行為を嘲笑したり、興味本位で接したことがある。				6
3. 通所者に対するプライバシーの侵害	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①職務上知り得た通所者個人の情報を他に漏らしたことがある。				6
②通所者の同を事前に得ることなく、所持品等を確認したことがある。				6
③. a(男性職員が) 女性通所者の衣服の着脱、排泄、生理等の介助をしたことがある。				6
③・b(女性職員が) 男性通所者の衣服の着脱、排泄等の介助をしたことがある。	1	2	3	
④通所者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真や制作した作品を展示したことがある。				6
4. 通所者の人格無視	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①通所者を呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだことがある。			3	3
②通所者に対して、威圧的な態度や命令口調で話したことがある。				6
③通所者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をしたことがある。				6
④通所者を長時間待たせたり、放置したりしたことがある。				6
⑤担当専門医の指示によらず職員自らの判断で薬物を使用したことがある。				6
5. 通所者への強要制限	よく ある	時々 ある	たまに ある	ない
①通所者に対して、わいせつな発言や行為をしたことがある。				6
②通所者の作業諸活動に対して、いたずらにノルマを課したことがある。				6
③通所者に嫌悪感を抱かせるような作業訓練などを強要したことがある。				6
④家族友人等への電話や手紙など連絡を制限したことがある。				6

虐待防止チェックリスト 施設用

項目	よくある	時々ある	たまにある	ない
1. 規定、マニュアルやチェックリスト等の整備				
①倫理綱領、職員行動規範を定め、職員への周知ができている。	4	2		
②虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底すると共に活用している。	4	1	1	
③緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の手続き、方法を明確にし、利用者や家族に事前に説明を行い、同意を得ている。	4	2		
④個別支援計画を作成し、適切な支援を実施している。	6			
⑤利用者の家族から情報開示を求められた場合は、いつでも応じられるようにしている。	6			
2. 風通しの良い職場環境づくりと職員体制	よくある	時々ある	たまにある	ない
①職員会議等で情報の共有と職員間の意思疎通が図られている。	5	1		
②上司や職員間のコミュニケーションが図られている。	4	1	1	
③適正な職員配置ができている。	3	3		
3. 職員への意識啓発と職場研修の実施	よくある	時々ある	たまにある	ない
①職員への人権等の意識啓発が行われている。	4	2		
②職場での人権研修等が開催されている。	3	1	2	
③職員の自己研さんの場が設けられている。	2	3	1	
4. 利用者の家族との連携	よくある	時々ある	たまにある	ない
①利用者の家族等と定期的に連絡調整が図られている。	5	1		
②利用者の家族と支援目標が共有できている。	6			
③職員として利用者の家族から信頼を得られている。	5	1		
5. 外部からのチェック	よくある	時々ある	たまにある	ない
①虐待の防止や権利擁護について、外部の専門家らによる職員の評価、チェックを受けている。	4			2
②施設事業所の監査において、虐待防止に関するチェック等を実施している。	3	1		2
③地域ボランティアの受け入れを積極的に行っている。	1	2		3
④実習生の受け入れや職場見学を隨時受けている。	1	3		2
6. 苦情、虐待事案への対応等の体制整備	よくある	時々ある	たまにある	ない
①虐待防止に関する責任者を定めている。	4	1		1
②虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設内に設置している。	5			1
③職員の悩みを相談できる相談体制を整えている。	4		1	1
④施設内で虐待事案の発生時の対処方法、再発防止策等を具体的に文章化している。	5			1

虐待防止委員会 2024年3月26日 11:35~12:05

出席者：中田、山崎、万木、佐藤、フィッシャー

これまで経験した事例の共有

- ・支援学校にて。歯磨きの際、男性教師が「早くしないと鼻に入れちゃうぞ」と言って歯ブラシで鼻を軽くタップした。児童が「先生に歯ブラシを鼻に入れられた」と親に伝えたことで大きな問題となつた。取り方によつては虐待事例でなくとも問題になる。小さなことでも気を付けないといけない。中田
- ・保育園にて。1歳児に嫌いな野菜を口をこじ開けて入れる、牛乳を無理やり飲ませるなどの行為を見た。虐待だと思い園に伝えたが取り合つてもらえなかつた。山崎
- ・言葉かけなしに子どもを持ち上げて移動させるのは虐待だと思う。山崎

←必要に応じて切っ掛けづくりや危険回避として身体を移動させることは現状あるのではないか。

本人の意思を踏みにじつていないう意識が常に必要である。万木・中田・佐藤

- ・放課後等デイサービスにて。児童が「先生嫌い」と言ったのに対して「先生も嫌い」と児童に言い返した。家で「先生に嫌いって言われた」と親に伝え問題となつた。指導員として日々子どもからの発言で気持ちがいら立つことはあるが、感情をコントロールして発する言葉には気を付ける事が必要である。佐藤
- ・児童入所施設にて。児童に対して呼び捨てで呼んだり、命令形で高圧的な態度で児童をコントロールしようとした事例があることを聞いた。万木
- ・あだ名や呼び捨ては基本的にはしない方が良い。中田
- ・前職場にて。「家族と仕事どっちが大事なの?」「あなたの子どもがどうなつてもいいのよ、休まないで」などの暴言があつた。フィッシャー
- ・職場で気持ちよく休めるようなメイプルになっていったらよいですね。中田

メイプルにて虐待が発生しないようにどうしていくか

- ・大〇颶〇さん例にて教育的無視であることをシッカリ意識して対応しましょう。
- ・あだ名呼びは避けましょう。メイプルにて事例を見聞きした場合は、お互い声掛けで修正していきましょう
- ・職員内での休みの取り方など思いやりを持ってやっていきましょう。